

○高知市福寿園条例

平成16年1月1日

条例第9号

(設置)

第1条 高齢者の心身の健康及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の交流の場の提供等をするため、高知市福寿園（以下「福寿園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 福寿園の位置は、次のとおりとする。

高知市福井町748番地

(事業)

第3条 市は、福寿園において次に掲げる事業を行う。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置に関する事業
- (2) 高齢者の介護予防及び生きがいつくりその他高齢者福祉の増進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 福寿園に次の施設を置く。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 元気ふれあい館
 - ア 研修室
 - イ 栄養実習室
 - ウ 和室
 - エ 交流支援室A
 - オ 交流支援室B
 - カ 交流支援室C
 - キ 集会所

2 前項第2号に規定する元気ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）を使用することができる者は、同項第1号に規定する養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の入所者のほか、次に掲げる者とする。

- (1) 60歳以上の市民
- (2) 高齢者福祉の増進に寄与する団体又は個人

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は、同項に規定する者のふれあい館の使用に支障がないときに限り、当該施設を使用することができる。

(定員)

第5条 老人ホームの定員は、130人とする。

(福寿園の管理等)

第6条 市長は、福寿園の管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者に福寿園の管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年条例第69号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務）

第7条 前条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあい館の施設又は設備の使用の許可に関する業務
- (2) 福寿園の維持管理に関する業務
- (3) 第3条の事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

（指定管理者の権限）

第8条 指定管理者は、第6条第1項の規定に基づく指定が効力を有する間、第11条から第13条まで、第18条及び第19条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（使用時間）

第9条 ふれあい館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日等）

第10条 ふれあい館の休館日は、次のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第2条に規定する敬老の日は、開館するものとする。

- (1) 月曜日
- (2) 祝日法に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

（使用の許可）

第11条 ふれあい館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、福寿園の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい館の使用を制限し、又は使用を許可しない。

- (1) 第3条の事業のために高知市が使用するとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力

団の活動に利用されると認めるとき。

- (4) 施設又は設備器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 第11条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第14条 使用者は、別表に定める額によって算定した料金を使用料として前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、当該使用料を後納とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、ふれあい館を第4条第2項に規定する者が使用するとき、当該施設の使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第15条 市長は、規則で定める特別の事由があるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第16条 納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市の都合によって使用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他不可抗力によって使用することができなくなったとき。
- (3) 使用日の前日までに使用の許可の取消し又は変更を申し出て、市長が正当な理由があると認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(利用料金の収入等)

第17条 市長は、第6条第1項の規定に基づき福寿園の管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に福寿園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第14条第1項の規定にかかわらず、使用者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。
- 3 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用料金の無料扱い、減免及び還付については、第14条第2項及び前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第15条並びに前条第3号及び第4号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条第1号中「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等)

第18条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (2) 第12条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、市は、賠償責任を負わない。ただし、同項第4号の規定に基づき同項の処分をした場合であつて、当該処分が市の都合によるときは、この限りでない。

(設備の制限)

第19条 使用者は、ふれあい館の使用に当たって特別の設備をし、又はふれあい館の設備に変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により許可を受けた場合の特別の設備等に要する費用については、当該許可を受けた使用者の負担とする。

(原状回復)

第20条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設及び設備器具等を原状に回復しなければならない。前条第1項ただし書の規定により特別の設備等の許可を受けた場合も、同様とする。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長において同項に規定する施設及び設備器具等を原状に回復し、当該原状の回復に要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償等)

第21条 使用者その他福寿園を利用した者が、施設若しくは設備器具等を損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(高知市老人福祉施設条例の廃止)

2 高知市老人福祉施設条例(昭和47年条例第23号)は、廃止する。

(高知市老人福祉施設条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の高知市老人福祉施設条例の規定によりされている措置は、別に定めのあるものを除き、この条例の施行の日以後においては、この条例の相当規定によりされた措置とみなす。

附 則(平成20年7月1日条例第109号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市福寿園条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用するものに係る使用料から適用し、施行日前に使用するものに係る使用料については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 3 改正後の条例の規定に基づく使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成23年3月29日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月1日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(公の施設に係る使用料の経過措置)
- 3 第2条から第39条までの規定による改正後の条例の規定に基づく使用料については、平成26年4月1日以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(公の施設に係る使用料の経過措置)
- 2 第1条から第15条まで及び第17条から第40条までの規定による改正後の条例の規定に基づく使用料については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

| 区分 | 時間 | 午前 | 午後 | 夜間 |
|-------|----|------------|--------------|--------------|
| | | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで |
| 研修室 | | 円 4,170 | 円 5,570 | 円 5,570 |
| 栄養実習室 | | 4,230 | 5,650 | 5,650 |
| 和室 | | 820 | 1,100 | 1,100 |

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 交流支援室A | 1,300 | 1,740 | 1,740 |
| 交流支援室B | 1,440 | 1,930 | 1,930 |
| 交流支援室C | 11,370 | 15,160 | 15,160 |
| 集会所 | 5,080 | 6,770 | 6,770 |

備考 午前から午後へ、又は午後から夜間へ引き続き使用する場合の使用料は、それぞれの額を合計した額とする。